第　　号

平成　　年　　月　　日交付

国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長又は都道府県知事　印

建設業法第三十一条第二項の規定による立入検査証

所属部局課名

身分及び職名　　氏　　名

生年月日

建設業法摘要

第三十一条　国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　当該職員の資格に関し必要な事項は、政令で定める。

このシートは「【機密性2】」とページ右上部に表示されます。

このシートは「【機密性2】」とページ右上部に表示されます。